

こんにちは 地域包括支援センター です！

認知症に関する困りごと・心配ごとにも… 認知症初期集中支援チームがサポートします



市ではこれまでも、認知症に関する相談を地域包括支援センターで受け付けていましたが、今後は、より早い段階から認知症の方や認知症が疑われる方へ対応し、適切な医療や介護サービスへとつなげるお手伝いをするために、4月から「認知症初期集中支援チーム」を設置します。

●認知症初期集中支援チームとは

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、医療や福祉、介護の専門職がチームを組んで、あなたとご家族をサポートします。

●どのようなことをするの？

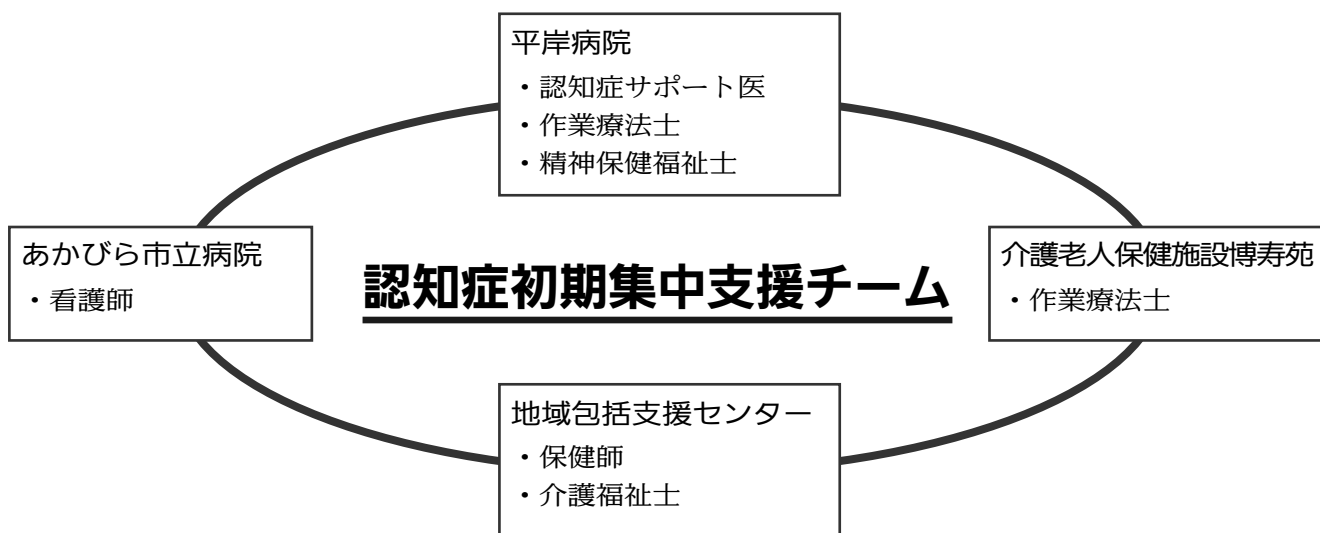
チーム員が家庭訪問して、対象者のご自宅での様子を確認し、生活や介護上のアドバイスを行ったり、病院受診や介護サービスの利用調整などを行います。

おおむね6カ月間を目安に集中的に支援します。

●対象となる人は？

40歳以上の自宅で生活している認知症が疑われる人または認知症の人で、以下の例に当てはまる人が対象です。

- ・ 認知症の診断を受けていない人
- ・ 認知症の診断は受けたが、治療を中断している人
- ・ 適切な介護サービスを受けていない人
- ・ 医療や介護サービスを利用しているが、認知症による症状が強く、どのように対応してよいかわかっている人



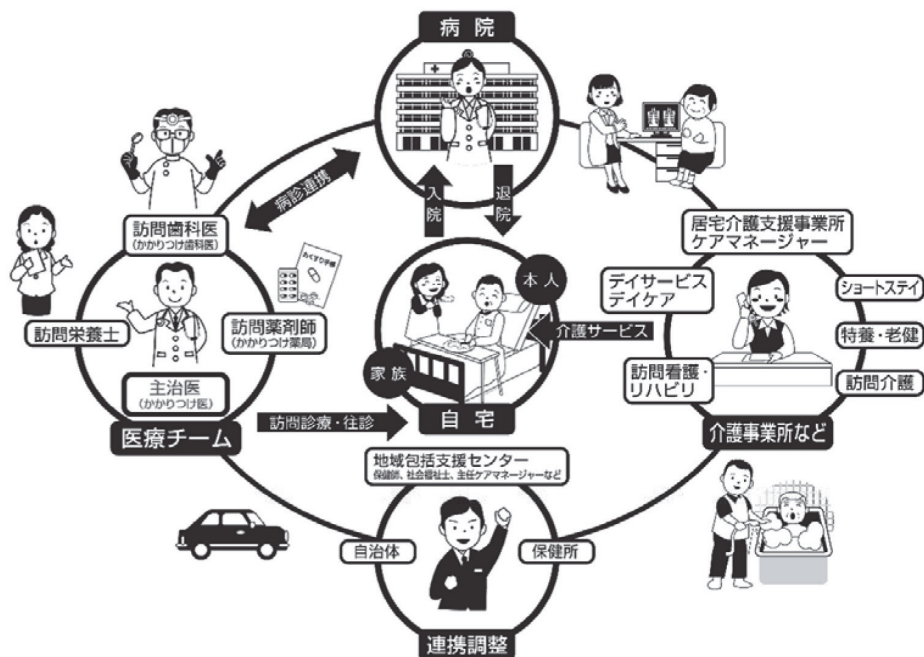
「同じことを何回も言ったり聞いたりする」「保険証や鍵などをなくすことが増えた」など、気がかりなことがありましたら、下記までお気軽にご相談ください。
窓口に来られない場合は、家庭訪問などでお話を伺うこともできますので、ご利用ください。

地域包括支援センター ☎ 32-0661

4月から地域の医療や介護関係者を対象とした相談窓口を設置します。

入院医療から在宅療養への円滑な移行や安定的な在宅療養生活継続のため、在宅医療・介護連携に関する相談支援窓口を設置します。

医療・介護サービスの連携



～20歳以上の学生で国民年金保険料を納めることが困難なときは…～ 学生納付特例制度をご利用ください

20歳になると、国民年金の被保険者となりますが、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予されます。

保険料を納められないときはそのままにせず、学生納付特例を申請しましょう。

対象となる方は、大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(学校教育法で規定されている修業年限1年以上の課程)に在学する学生などで、ご本人の前年所得が一定額以下の方です。

《申込みに必要なもの》

在学証明書(原本)または、学生証のコピー(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む)、印鑑をお持ちになって、戸籍年金係窓口へ申請してください。

承認された場合、期間は4月から翌年3月までの1年間となります。

また、承認期間から10年以内であれば、一定の金額を加算した国民年金保険料を追納できます。追納しない場合は、将来受給できる年金額が減額されます。

◎学生納付特例制度のメリット

- ・年金を受けるために必要な期間(受給資格期間)に算入されます。
- ・万一の事故などにより障がいを負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

年 金

information

問合せ
戸籍年金係
☎ 32-1823
砂川年金事務所
☎ 52-2144

平成30年度の 国民年金保険料

定額保険料
月額 16,340円
(平成30年4月分～
平成31年3月分)